

交番、駐在所広報紙活動推進要領の制定について

(昭和63年7月14日)
(栃外第831号、栃秘第689号栃木県警察
本部長通達)

近年の社会の変化は、地域における住民の連帯感の希薄化等に拍車をかけつつある現状から住民の日常生活の安全と平穩を守ることを任務とする地域警察官は、日常の活動を通じて地域住民との触れ合いを更に深めていく必要がある。

交番駐在所広報紙は、このような要請にこたえる極めて有効な手段であり、加えて広報紙掲載の素材を収集する過程において、地域警察官が社会の変化、地域住民の警察に対するニーズを把握することにもなる的確な地域警察活動に寄与するという効果も期待できることから、地域警察官の主要な施策として推進しているところである。

しかし、一方では交番、駐在所、広報紙活動に対する取組みに相当の格差が見られるなど、必ずしも十分といえない現状にあることから、この度「交番、駐在所広報紙活動推進要領」を定めたので、交番、駐在所広報紙活動のより効果的推進に努められたい。

別添

交番、駐在所広報紙活動推進要領

第1 広報紙活動の在り方

1 交番、駐在所における広報紙の発行

交番、駐在所広報紙(以下「広報紙」という。)をすべての交番(署所在地を含む。以下同じ。)駐在所においておおむね年4回以上定期的に発行するよう努めるものとする。

また、警察署地域課(係)、移動交番車等においても必要により発行するよう努めるものとする。

2 広報紙活動の効果的な推進方策

(1)素材の収集

交番、駐在所の勤務員は、他の警察部門と連携をとりながら、地域警察諸活動を通じて地域における事件、事故等の発生の実態や住民の意見、要望等にそい、かつ、広報するタイミングにも配慮した広報紙の素材の収集に努めるものとする。

(2)広報紙の内容

広報紙の内容は、広報紙の性格から一般的な内容に終始することなく、地域における身近な出来事や住民の意見要望等も取り入れ、更にはイラストを適切に活用する等親しみ易く読み易い内容となるよう努めるものとする。

(3)配布の方法

広報紙の配布は、管内の実態や地理的条件広報紙の内容等により、勤務員が直接に配布する方法、町内会等を通じて回覧する方法、市役所(役場)、農協、病院等主要施設に備え付ける方法等、広報効果が最も期待でき、かつ、容易な方法に配慮するものとする。

(4)地域住民等の意見等を反映させる配慮

地域住民からの意見要望については、警察活動全般に反映させるとともに、要望等に対し施策を講じた際は、広報紙により積極的な打ち返し広報に努めるものとする。

第2 地域警察幹部の配慮すべき事項

1 広報紙活動の掌握

(1)活動状況の掌握

交番、駐在所から定期的に広報紙活動の報告を求め、又は広報紙作成担当者から意見聴取するなどの方法により広報紙活動の実態の掌握に努めるものとする。

(2)未発行要因の分析等

広報紙を発行していない交番、駐在所や広報活動が低調な交番、駐在所について、そ

の要因を具体的に把握、分析し、個々の要因の解消に努めるとともに、継続的、かつ、きめ細かい指導教養を実施し、広報紙発行を促進するものとする。

2 広報紙作成担当者の技能向上方策の推進

(1)指導教養の推進

広報担当主管課(係)と連携を図り、研修会や巡回教養の実施、教養資料の発行等により広報紙活動に対する意識の高揚を図るとともに、作成技術の向上等広報紙活動を効果的に推進するための指導教養に努めるものとする。

(2)素材の提供

広報担当主管課(係)等他の警察部門と連携を図り、当面の広報重点や記事、イラスト、カット集等広報紙作成に必要な素材を収集し、広報紙作成担当者に提供するものとする。

3 印刷等への配慮

交番、駐在所で作成した広報紙の印刷について、警察署で一括して行う等の方法により広報紙作成者の負担の軽減に配慮するものとする。

4 勤務体制等の整備

(1)広報紙作成のための時間の確保

広報紙の作成者が、休日、非番日を利用しての広報紙を作成するなど過度の負担を強いることにならないよう日勤日の運用、勤務変更等による広報紙作成のための時間が確保できるよう極力配慮するものとする。

(2)広報紙活動への積極的参加

交番又は、複数制の駐在所において特定の勤務員のみを負担を強いることのないよう、作成者を輪番制にするか、あるいは素材の収集、構成、執筆等を分担制にする等、勤務員相互の連携による広報紙活動の推進に配慮するものとする。

5 広報紙発行の管理

(1)事前の点検

広報紙の作成、発行を担当者任せにすることなく、担当者の創意工夫に配慮しつつ、記述は妥当か、内容が地域実態に即し、かつ、タイミングは良いか、誤字脱字等はないか等について事前の点検を行うとともに、不適切な部分についての指導教養に努めるものとする。

(2)適正な評価

警察署主催による広報紙コンクール等を実施し優秀者を賞揚するほか、広報紙の定期的発行状況や広報紙活動による効果的事例の把握、広報紙の作成、活動に当たつての工夫等広報紙活動全般に対する適正な評価に努めるものとする。

第3 交番、駐在所広報紙コンクールの実施

1 警察本部において、広報紙の内容と作成技術の向上を図るため毎年、おおむね8月に交番駐在所広報紙コンクールを実施するものとする。

2 警察署においては、優秀な広報紙を別表の「審査基準」に基づいて厳選し、次により8月上旬までに地域部地域課に送付するものとする。

(1)対象広報紙(前年8月1日から本年7月31日までの交番、駐在所勤務員が発行した広報紙)の中から優秀と認められるもの3紙を選定すること。

(2)応募作品については、同一のものを3部送付すること。

(3)広報紙の連続発行状況を明らかにするため、応募作品の直前又は直後に発行したものの2部を添付すること。

(4)広報紙の発行状況を明らかにするため別記様式「広報紙発行状況」を添付すること。

第4 報告等

交番、駐在所で作成された広報紙及び広報紙に関しての地域住民からの反響、好事例等については、地域部地域課を経由して報告すること。